

沓岐警察署協議会第1回会議議事概要

日 時	令和2年1月30日（木）14時00分～15時30分
場 所	沓岐警察署講堂
出 席 者	<p>1 協議会 岡田会長 市山委員 上川委員 山口委員 吉田委員</p> <p>2 警察署 横山署長 大庭副署長 今村地域交通課長 古井田刑事生活安全課長</p> <p>3 書 記 庶務係長</p>
会 議 の 状 況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会の提出意見「夜間等における歩行者の交通事故防止活動の強化」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 広報活動の推進 ア イベントやケーブルテレビを活用した広報活動の実施 イ チラシ・反射材の配布、広報活動の推進</p> <p>(2) 幅広い年代を対象とした交通安全教育の実施 各種会合などにおいて、交通事故の発生状況や脇見ぼんやり運転の危険性について説明し、運転者に対する早めライト点灯の励行や歩行者に対する反射材の着用などを呼び掛けた。</p> <p>(3) 交通指導取締りの推進 児童の通学路、歩行者が多い路線や時間帯などを選定して歩行者保護義務違反に重点を置いた取締りを実施した。</p> <p>(4) 街頭活動の強化 主要交差点での交通監視、駐留警戒、管内レッド走行等の見せる活動を強化した。</p> <p>(5) 反射材着用についての呼び掛けや反射材の配布 地域の公民館長・自治会長・市の行政機関・学校関係者等で構成する地域まちづくり準備委員会等の会合、高齢者の集う会合、学校で行う講話等に警察官が出席して夜間等における歩行者の交通事故防止について広報し、会合の機会に反射材を配布した。</p> <p>2 令和元年10月から12月までの業務重点推進結果について 署長から、次のとおり説明を行った。</p> <p>(1) 年末における警戒活動の推進 ア 郷ノ浦郵便局における強盗防犯訓練の実施 イ 金融機関に対する警戒活動の実施 ウ 深夜営業を行うスーパーやコンビニエンスストア、パチンコ店の景品交換所に対する立ち寄り警戒活動の実施</p> <p>(2) 交通安全対策の推進</p>

ア 高齢者の交通安全対策の推進

(ア) 交通安全講話・反射材着用の呼び掛けの実施

(イ) 高齢歩行者が多く利用する路線や時間帯など歩行者保護義務違反に重点を置いた取締りの実施

イ 年末における交通事故防止対策の強化

(ア) 企業、官公署などに対する交通安全講話の実施

(イ) 「年末の交通安全県民運動」期間中における交通指導取締りの強化と各種交通事故防止対策の推進

(3) 犯罪被害者支援活動の推進

ア 犯罪被害者支援活動の推進

(ア) 遺族に対する「被害者の手引き」の交付、支援制度の説明及び警察に対する要望等の聴取

(イ) 交通死亡事故に係る公費支出制度の活用

イ 犯罪被害者等への理解を深めるための施策の実施

(ア) 「ごうのうら秋フェス」におけるキャンペーンの実施

(イ) 防災無線、壱岐市メールサービス、ミニ広報紙等各種広報媒体を活用した広報活動の実施

(ウ) 瀬戸小学校における犯罪被害者遺族等の手記パネル展の実施

(エ) 壱岐商業高校における「心と命の大切さを培う」講演の実施

ウ 関係機関・団体との連携強化

壱岐地区犯罪被害者支援ネットワーク総会における情報交換の実施

3 業務重点推進計画について

署長から、次のとおり説明を行った。

(1) 特殊詐欺被害防止対策の推進

ア 特殊詐欺の発生や不審電話を認知した際の迅速な情報提供

イ 自治体と連携した特殊詐欺撃退装置の設置促進活動の推進

(2) 交通安全対策の推進

ア 交通安全教育の推進

イ 交通指導取締りの推進

ウ 交通安全施設の整備及び見直しの推進

(3) 110番通報の適切な利用の推進

ア 「110番の日」広報キャンペーンの実施

イ ミニ広報紙による広報

ウ 各種会合を利用した広報活動

4 諮問テーマへの協議会の答申に対する推進状況について

署長から、前回協議会の諮問テーマ「携帯電話等の使用に関する道路交通法の改正（走行中の携帯電話等使用による交通違反の違反点数及び反則金の変更）の周知及び走行中の携帯電話使用による交通違反を根絶するための方策」への答申に対する推進状況について、次のとおり説明を行った。

(1) ケーブルテレビや防災無線、各種キャンペーン等、あらゆる方法、機会を活用した広報活動の推進

ア ケーブルテレビ、ミニ広報紙等による広報の実施

	<p>イ 会合出席による交通講話と市広報誌への掲載依頼</p> <p>(2) 交通取締り等の強化</p> <p>ア パトカーによる赤色灯を点灯させての警ら活動の実施</p> <p>イ 交通事故多発路線を重点とした交通指導取締りの実施</p> <p>5 諮問テーマに対する答申について</p> <p>署長から、協議会に対して諮問を行い、協議会から次のとおり答申を受けた。</p> <p>(1) 諮問テーマ</p> <p>「鍵かけ運動」を徹底させるための方策</p> <p>(2) 協議会からの答申</p> <p>岡田会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。</p> <p>○ ケーブルテレビや防災無線、各種キャンペーン、巡回連絡等、あらゆる方法、機会を活用した「鍵かけ運動」の広報活動の推進</p>
提出意見	<p>○ 横断歩道付近における歩行者妨害の取締り強化及び歩行者を交通事故から守るための広報活動の推進</p> <p>運転の際は、細心の注意を払っていなければ横断歩道付近に立っている歩行者に気付くのが遅れ危険なことがある。歩行者を交通事故から守るために広報活動や取締りを強化してほしい。</p>